

令和 7 年度 クリーンセンターの排出ガス中の水銀濃度測定結果

1. 排出基準について

大気汚染防止法に基づく排出基準は、 $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （既設の廃棄物焼却炉に該当）となっています。（大気汚染防止法施行規則 附則（平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号）より）

注）環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について（平成 28 年 9 月 26 日）」より、排出基準は環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定されています。また、水銀排出量が原料や燃料中の水銀含有量に影響されることを踏まえ、平常時における平均的な排出状況を捉えた水準として設定されており、大気汚染防止法における他の大気汚染物質と異なり、突発的な基準値超過は排出基準違反にはなりません。

2. 測定結果

クリーンセンター各施設の排出ガス中の水銀濃度測定結果は下表のとおりです。

施設名		測定年月日	濃度($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)
東工場第二工場	1号炉	2025/4/2	2.7
		2025/9/29	3.5
		2025/12/24	3.4
	2号炉	2025/4/30	5.9
		2025/8/15	2.7
		2025/12/23	25
臨海工場	1号炉	2025/4/8	3.9
		2025/8/5	$10^{\ast 1}$
		2025/12/2	2.3
	2号炉	2025/4/9	2.1
		2025/8/6	16
		2025/12/3	6.7

※ 1：初回測定にて排出基準を超過したため、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 19 に基づき、3 回以上の再測定を実施し、初回の測定結果を含めた計 4 回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値を記載しています。

・ μg （マイクログラム）とは、100 万分の 1 グラムです。

・ m^3N （ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1 気圧の状態に換算した立方メートルです。